

第4期茨川市障害者計画及び
第5期茨川市障害福祉計画
(第1期茨川市障害児福祉計画)

概 要 版



平成30年3月
茨川市

1 総論

(1) 計画策定の趣旨

渋川市では、平成27年3月に「第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画」を策定し、「地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」をテーマとし、すべての人々が疎外されることなく社会の構成員として、共に生き共に支え合う地域社会を目指してきました。

国では、平成19年に国連総会において障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）に署名後、批准に向けて障害福祉に係る国内法の整備を進めてきました。主なものとして、平成23年の改正障害者基本法の施行、平成24年の障害者自立支援法の改正（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改称）、平成25年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正など、様々な国内法の整備を進めて、平成26年1月に障害者権利条約を批准し、同年2月から障害者権利条約が効力を生ずることとなりました。

また、国は、平成25年9月に障害者施策の基本的な考え方や具体的な取組が示された「障害者基本計画（第3次）（平成25年度～平成29年度）」を策定し、障害の有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加への支援等のための施策の推進を図っています。平成29年には、市町村障害福祉計画を策定するための、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）が改正されました。

この度、両計画の計画期間が満了することに伴い、障害者施策及び障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や必要な見込量を定める「第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画（第1期渋川市障害児福祉計画）（以下3つの計画を「本計画」という。）」を策定するものです。

また、策定に当たっては、市民の方々をメンバーとする策定懇話会及び関係各課の職員をメンバーとする策定委員会を設置し、検討を進めました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法の第11条第3項で定める「市町村障害者計画」、障害者総合支援法の第88条で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

また、上位計画の「渋川市総合計画（平成30年度～39年度）」での障害者福祉分野の個別計画や「地域福祉計画」その他の障害者等の福祉に関する事項を定める計画と整合性を図った上で策定しました。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正があった場合には適宜見直しを行うこととします。

(4) 基本理念と基本目標

- ◆ 障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、まわりの人が障害のある人への理解をして欲しいというニーズがあります。

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、他人との会話が難しいときや他人の視線が気になるといったことがあり、まわりの人は障害のある人への理解を深め必要な配慮を行うことが必要です。

また、障害のある人が働くためには、事業主や職場の人たちが、障害のある人の雇用について十分理解し必要な環境整備することが重要になっています。

- ◆ 障害のある人が日常生活や社会生活の活動をするためには、活動についての情報を提供して欲しいというニーズがあります。

また、障害のある人が、現在や今後の生活で様々な不安を抱えており、情報提供を行う相談窓口の充実を図ることが重要となっています。

- ◆ 障害のある人が社会参加するには、社会的障壁によって参加しにくいことがあるという課題があります。

障害のある人の社会参加を促進するために、社会的障壁の除去を推進し障害のある人が利用しやすい環境整備が必要となっています。

- ◆ 障害のある人が日常生活や社会生活を送るには、それぞれに合った障害福祉サービスを受けて生活していきたいというニーズがあります。

障害のある人がそれぞれにふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるように、障害福祉サービスの提供を推進する必要があります。

このような現状と課題を踏まえて、本計画では、障害のある人の自立及び社会参加支援等のために「すべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会の実現」を基本理念とするとともに、下記の6つの基本目標を設定し、障害者福祉施策の推進を図ります。

また、基本目標の実現には、計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、実施事業の方向性や必要性について適宜見直しを行い、市民サービス及び市民満足度の向上に努めます。

基本理念

すべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会の実現

「地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける
“ほっと” なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」

基本目標

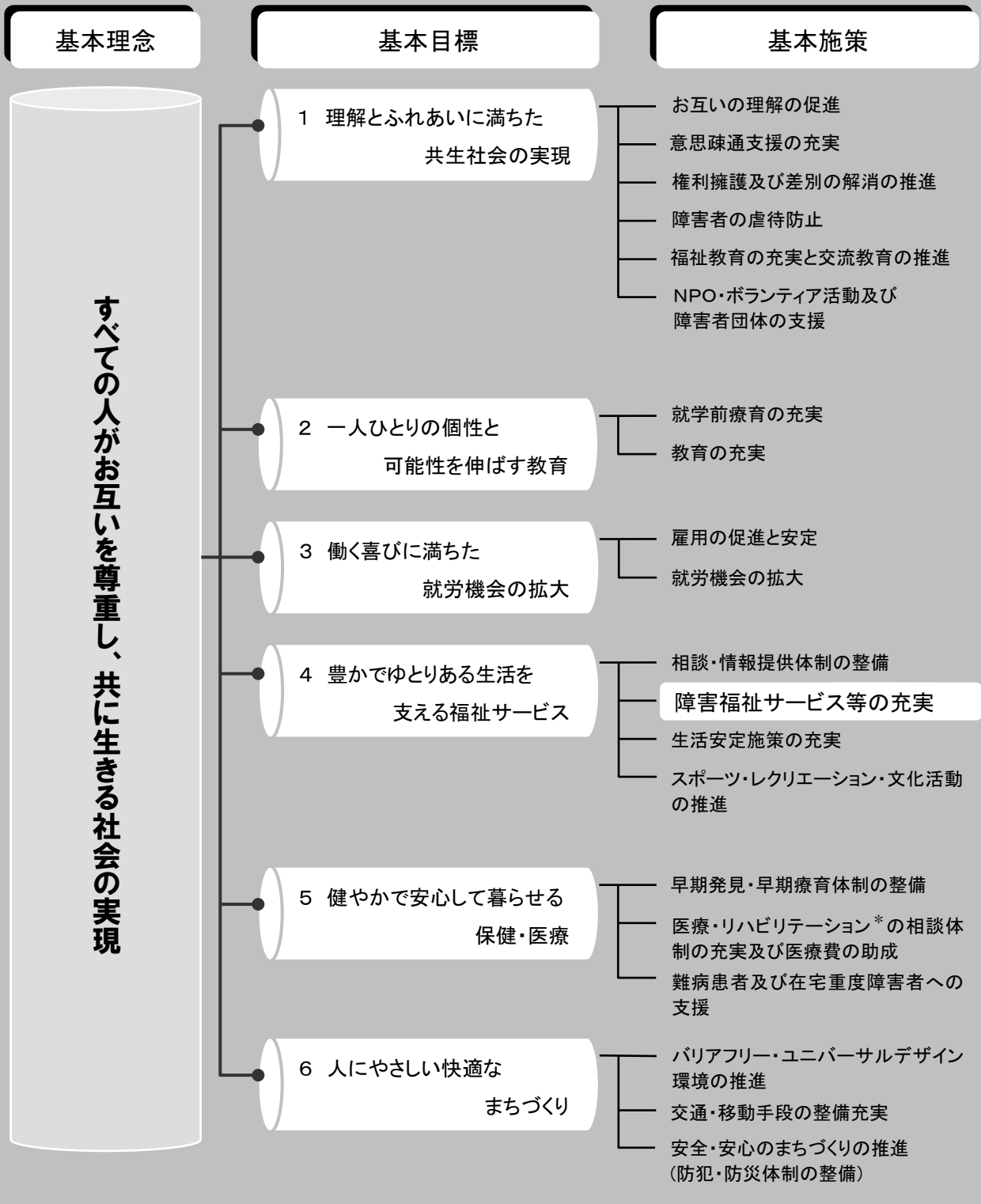
- 1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現
- 2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育
- 3 働く喜びに満ちた就労機会の拡大
- 4 豊かでゆとりのある生活を支える福祉サービス
- 5 健やかで安心して暮らせる保健・医療
- 6 人にやさしい快適なまちづくり

基本的な取組姿勢

- 1 障害のある人への理解の促進
- 2 障害のある人本人の自己決定を尊重
- 3 社会参加しやすい環境整備
- 4 障害福祉サービス等の充実

(5) 施策の体系

渋川市障害者計画(障害者基本法による)



渋川市障害福祉計画・渋川市障害児福祉計画 【障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス】

基本目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行
- 5 障害児支援の提供体制の整備等

障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービス等

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 計画相談支援・地域相談支援
- 障害児支援
- その他のサービス

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- その他の事業

■障害者計画と障害福祉計画と障害児福祉計画

障害者計画は、障害者基本法に基づく障害者福祉施策全般にわたる総合計画です。

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量を定めた計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込量を定めた計画です。

2 障害者計画

(1) 基本目標 1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

- ◆ 障害や障害のある人への正しい知識の普及や啓発活動を充実させるとともに、地域のふれあい活動や生涯活動の場を通して障害のある人への理解を促進します。
- ◆ 障害のある人が情報の入手をしやすい環境にするために、情報やコミュニケーションに関する支援機器の給付を行うとともに、人材育成講座を行い手話奉仕員や朗読奉仕員の確保に努めます。
- ◆ 障害のある人の権利を守るため、関係機関との連携を図り日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知に努め利用の促進を図ります。また、障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける合理的な配慮を図ります。
- ◆ 障害のある人があらゆる虐待の被害に遭うことがないように、障害者虐待防止センターを基盤として早期に発見する体制を強化するとともに、虐待を受けた障害のある人に対する保護やその後のサポート、養護者に対する指導やサポートを行います。
- ◆ 教職員の障害福祉教育への理解を深めるとともに、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援をした上で、障害のある児童生徒の特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。また、児童生徒が福祉に対する関心を高めるため福祉体験学習を計画的に行います。
- ◆ NPO・ボランティア団体と市が情報を共有し、連携した事業展開をするとともに、市民が参加しやすい福祉活動を増やして、NPO・ボランティア団体と市民が一体となり地域の福祉活動が行えるように支援します。また、障害者団体の円滑な活動を推進するため、周知の促進を図ります。

基本施策1
お互いの理解の促進

基本施策2
意思疎通支援の充実

基本施策3
権利擁護及び差別の解消の推進

基本施策4
障害者の虐待防止

基本施策5
福祉教育の充実と交流教育の推進

基本施策6
NPO・ボランティア活動及び
障害者団体の支援

(2) 基本目標2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

- ◆ 保育所・幼稚園における障害のある児童の受入や、そのための職員配置、又は設備等の充実を行い障害児療育の推進を図ります。障害の疑いがあると認められる乳幼児に対して適切な指導を行える人材を確保するとともに、保健・福祉・教育など関係機関が連携して早期に療育指導を行える体制づくりに努めます。
- ◆ 就学前から相談に応じられる障害のある児童への一貫した教育支援及び進路指導体制を図り、障害のある児童それぞれのライフステージに合わせた支援をします。また、発達障害を含めた障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育を充実します。

基本施策1

就学前療育の充実

基本施策2

教育の充実

(3) 基本目標3 働く喜びに満ちた就労機会の拡大

- ◆ 障害者就労支援施設からの物品などを優先して調達するなどして障害のある人の就労の場の確保と拡大を図るとともに、企業、学校、障害者就業・生活支援センターと連携し情報共有を行い、雇用の定着支援に努めます。
- ◆ 障害のある人の就労の知識及び能力の向上を図るため、地域活動支援センターにおける就労機会の拡大に努めます。

基本施策1

雇用の促進と安定

基本施策2

就労機会の拡大

(4) 基本目標4 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービス

- ◆ 障害のある人が、利用したい福祉サービスを決定できるよう、わかりやすい広報作成に努めます。教育・保健・医療・雇用・福祉サービスなどの関係機関と連携を行い、相談体制の強化に取り組みます。
- ◆ 障害者総合支援法に基づき、障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を送れるよう、障害のある人それぞれのニーズに合った障害福祉サービス等の給付を行い福祉の増進を図ります。
- ◆ 障害を支給事由とする各種手当などについて、わかりやすい情報の提供に努めます。障害のある人が住まいに困らないよう、住まいに関する相談に応じるとともに、福祉ホーム事業の提供を図ります。
- ◆ 障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動・文化活動に参加しやすい環境整備を図ります。

基本施策1

相談・情報提供体制の整備

基本施策2

障害福祉サービス等の充実

基本施策3

生活安定施策の充実

基本施策4

スポーツ・レクリエーション・文化活動の
推進

(5) 基本目標5 健やかで安心して暮らせる保健・医療

- ◆ 子育て相談や乳幼児健診の発達スクリーニングなどで疾病や障害等を早期に発見するとともに、必要に応じて治療や指導訓練、関係機関との連携により、障害のある人の不安軽減や生活能力の向上を図ります。また、地域におけるネットワークを構築し、早期療育体制の連携を強化します。
- ◆ 心身の健康に関する相談や地域における様々な悩みや問題に応じるために、健康・医療・リハビリテーションなどの相談体制の充実を図ります。障害のある人の医療費の公費負担制度の適正利用を推進するとともに、経済的な負担軽減を図ります。
- ◆ 難病を患っている人を対象に見舞金を支給します。在宅で生活している重度の障害のある人の生活の質の向上を図ります。

基本施策1

早期発見・早期療育体制の整備

基本施策2

医療・リハビリテーションの相談体制の
充実及び医療費の助成

基本施策3

難病患者及び在宅重度障害者への
支援

(6) 基本目標 6 人にやさしい快適なまちづくり

- ◆ 障害のある人が、暮らしやすい住宅環境のニーズに応え、適切な住宅整備を図ります。障害の有無や高齢であることにかかわらず、すべての人が快適に暮らせる生活環境にするために、公共施設や歩道の整備に努めます。
- ◆ 障害のある人の外出を容易にするために、交通・移動手段に対する助成や整備を図ります。
- ◆ 防犯・防災などの安全対策や消費者被害防止対策の推進を図るとともに、災害が発生した際に障害のある人が安心して避難できるネットワーク体制の充実に努めます。

基本施策1

バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境
の推進

基本施策2

交通・移動手段の整備充実

基本施策3

安全・安心のまちづくりの推進
(防犯・防災体制の整備)



3 障害福祉計画・障害児福祉計画

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点において福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとしています。なお、目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の福祉施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32年度末の福祉施設入所者数を平成28年度末時点の福祉施設入所者数から2%以上削減することとしています。

渋川市では、平成28年度末時点の入所者145人のうち14人が平成32年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、3人削減することを目標とします。

平成32年度の目標達成のために、進捗状況を把握した上で渋川地域自立支援協議会に報告するとともに、関係機関と連携し地域移行の体制整備が図れるよう働きかけていきます。

区 分	数 値	備 考
【実績値】 福祉施設入所者数 (平成28年度末) (A)	145人	渋川市で支給決定を受け、障害者施設に入所している人数
【見込量】 福祉施設入所者数 (平成32年度末) (A)-(C)	142人	渋川市で支給決定を受け、障害者施設に入所する見込みの人数
【目標値】 福祉施設入所者の削減数 (A)-(B) <目標値2%以上: (C) / (A) × 100 = 2.1%>	3人	福祉施設入所者を削減する目標の人数
【目標値】 地域生活移行者数 (D) <目標値9%以上: (D) / (A) × 100 = 9.7%>	14人	平成29年度から平成32年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する目標の人数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとされています。

渋川市では、市単独又は複数市町村によって1か所設置することを目標とし、渋川地域（渋川市、榛東村及び吉岡町）で協議を進めていきます。

区 分	数 値
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置(平成32年度末)	1か所

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障害のある人の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、居住支援のための機能と地域支援のための機能を一体化した地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制を、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することとしています。

渋川市では、渋川地域（渋川市、榛東村及び吉岡町）に設立している障害者支援施設、グループホーム及び相談支援事業所を併せ持つ法人及び基幹相談支援センター（渋川広域障害福祉なんでも相談室）と連携を行い、渋川地域自立支援協議会の場を用いて協議を行っていきます。

区 分	数 値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点の整備の数 (平成32年度末)	7か所	渋川地域(渋川市、榛東村及び吉岡町)の法人及び基幹相談支援センターと連携し、面的な整備を行う。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立生活訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定することとしています。目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることとしています。

一般就労に移行する人の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数や事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとしています。就労移行支援事業の利用者数は、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指しています。また、一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることとしています。

渋川市では、平成32年度中に6人が福祉施設を退所し、一般就労をすることを目標とします。また、平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数は、25人を目標とします。なお、国の基本指針では、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上とすることが基本となっていますが、市内に就労移行支援事業所が少ないことから、県と連携して障害のある人の就労移行に努めます。また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合は、8割を目標とします。

区 分	数 値
【実績値】 一般就労移行者数(平成28年度年間) (A)	4人
【実績値】 就労移行支援事業の利用者数(平成28年度末) (B)	20人
【目標値】 一般就労移行者数(平成32年度年間) (C) 〈目標値 1.5 倍: (C) / (A) = 1.5 倍〉	6人
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数(平成32年度末) (D) 〈目標値 1.2 倍: (D) / (B) = 1.3 倍〉	25人
【目標値】就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合(平成31年度末、平成32年度末)	8割

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することとしています。

また、障害のある児童の地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどして平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。

さらに、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとしています。

いずれも、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとされています。

医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとしています。なお、市町村単独で設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

渋川市では、指針で定められている事項を市単独又は複数市町村によって1か所設置することを目標とし、渋川地域（渋川市、榛東村及び吉岡町）で協議を進めていきます。

区 分	数 値
【目標値】 児童発達支援センターの設置(平成32年度末)	1か所
【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施(平成32年度末)	1か所
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 (平成32年度末)	1か所
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 (平成32年度末)	1か所
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 (平成30年度末)	1か所

(6) 障害福祉サービス等の見込量

区 分		H30 年度	H31 年度	H32 年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数(人/月)	135	148	161	
	サービス量(時間/月)	2,342	2,567	2,793	
生活介護	実利用者数(人/月)	204	206	208	
	サービス量(人日/月)	4,284	4,326	4,368	
自立訓練(機能訓練)	実利用者数(人/月)	1	1	1	
	サービス量(人日/月)	15	15	15	
自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人/月)	7	8	9	
	サービス量(人日/月)	112	128	144	
就労移行支援	実利用者数(人/月)	23	25	25	
	サービス量(人日/月)	414	450	450	
就労継続支援(A型)	実利用者数(人/月)	25	27	29	
	サービス量(人日/月)	525	567	609	
就労継続支援(B型)	実利用者数(人/月)	208	224	240	
	サービス量(人日/月)	3,952	4,256	4,560	
就労定着支援	実利用者数(人/月)	5	10	15	
療養介護	実利用者数(人/月)	16	17	18	
短期入所(ショートステイ)	実利用者数(人/月)	25	26	27	
	サービス量(人日/月)	225	234	243	
自立生活援助	実利用者数(人/月)	1	1	1	
共同生活援助(グループホーム)	実利用者数(人/月)	126	138	150	
施設入所支援	実利用者数(人/月)	144	143	142	
宿泊型自立訓練	実利用者数(人/月)	5	5	5	
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	実利用者数(人/月)	175	193	212	
地域相談 支援	地域移行支援	実利用者数(人/月)	5	5	5
	地域定着支援	実利用者数(人/月)	9	9	9
児童発達支援	実利用者数(人/月)	24	25	26	
	サービス量(人日/月)	360	375	390	
医療型児童発達支援	利用児童数(人/月)	0	0	0	
	サービス量(人日/月)	0	0	0	
放課後等デイサービス	実利用者数(人/月)	75	85	95	
	サービス量(人日/月)	1,125	1,275	1,425	
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人/月)	1	1	1	
	サービス量(人日/月)	2	2	2	
保育所等訪問支援	実利用者数(人/月)	1	1	1	
	サービス量(人日/月)	2	2	2	

区 分		H30 年度	H31 年度	H32 年度
児童入所支援(福祉型)	実利用者数(人/月)	6	6	6
児童入所支援(医療型)	実利用者数(人/月)	1	1	1
障害児相談支援	実利用者数(人/月)	35	41	48
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置人数	配置数(人)	1	1	1

※各年度3月利用分の推計値

(7) 地域生活支援事業の見込量

区分		H30 年度	H31 年度	H32 年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	
障害者相談支援事業	委託数	2	2	2	
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	実利用件数	2	2	2	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	225	236	248	
手話通訳者設置事業	設置者数(人)	2	2	2	
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	利用件数(件)	5	6	7
	②自立生活支援用具	利用件数(件)	7	8	9
	③在宅療養等支援用具	利用件数(件)	13	14	15
	④情報・意思疎通支援用具	利用件数(件)	9	10	11
	⑤排せつ管理支援用具	利用件数(件)	1,898	2,012	2,133
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数(件)	2	3	4
	計	利用件数(件)	1,934	2,053	2,179
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習修了者数)	入門課程(人)	15	15	15	
	基礎課程(人)	10	10	10	
	フォローアップ講座(人)	5	5	5	
移動支援事業	実利用者数(人)	76	77	78	
	延べ利用時間数(時間)	7,284	7,357	7,431	
地域活動支援センター	設置数(箇所)	2	2	2	
	実利用者数(人)	100	105	110	
地域活動支援センター(他市町村利用)	委託数(箇所)	6	6	6	
	実利用者数(人)	32	35	38	

※各年度の推計値

「第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画（第1期渋川市障害児福祉計画）」の詳しい内容、各種の施策・サービス等については、下記までお問い合わせください。



第4期 渋川市障害者計画及び
第5期 渋川市障害福祉計画
(第1期 渋川市障害児福祉計画)

【概要版】

平成30年3月

発行 渋川市

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話：(0279)22-2111(代表)

編集 渋川市保健福祉部社会福祉課